

平成28年度東京都税制調査会  
第2回 小委員会

参考資料・地方消費税

平成28年7月21日

## 「参考資料・地方消費税」 目次

| 資料名                                       | 頁  |
|---|----|
| <b>消費税の諸課題（益税の解消、免税点・簡易課税制度、インボイス制度等）</b> |    |
| 事業者免税点制度の概要                               | 1  |
| 簡易課税制度の概要                                 | 2  |
| 主要国における免税点制度・簡易課税制度の概要                    | 3  |
| 主要国の付加価値税におけるインボイス制度の概要                   | 4  |
| <b>地方消費税の清算基準</b>                         |    |
| 改正前の清算基準とウェイトの考え方                         | 5  |
| 改正前の清算基準の課題                               | 6  |
| 経済センサスの概要                                 | 7  |
| 清算基準の見直しについて                              | 8  |
| <b>東京都における高齢化の将来予測</b>                    |    |
| 東京都の65歳以上人口の推移                            | 9  |
| 東京都の75歳以上人口の推移                            | 10 |
| 東京都の人口ピラミッドの推移                            | 11 |

## 事業者免税点制度の概要

前々年（個人）又は前々事業年度（法人）の課税売上高が1,000万円以下の事業者については、その課税期間の課税資産の譲渡等について、消費税を納める義務が免除されている。

基準期間（前々事業年度）のない新設法人の設立1期目及び2期目の扱いは資本金の額のみで判定。

※資本金1,000万円未満の新設法人は、設立当初の2年間、免税事業者となる。資本金1,000万円以上の新設法人は、設立当初の2年間、事業者免税点制度が適用されないため課税事業者となる。

### 制度の趣旨

小規模な事業者の事務負担や税務執行コストへの配慮から設けられている特例措置

### これまでの制度の見直し

#### 【平成9年税率引上げ時】

資本金1,000万円以上の新設法人は不適用（設立後2年間に限る）

#### 【平成15年度改正】

適用上限を課税売上高3,000万円から1,000万円へ引下げ

#### 【平成23年度改正】

前年又は前事業年度上半期の課税売上高が1,000万円を超える事業者は不適用

※1 課税売上高に代えて支払給与の額で判定可

※2 平成25年1月1日以後に開始する年又は事業年度について適用

#### 【社会保障・税一体改革】

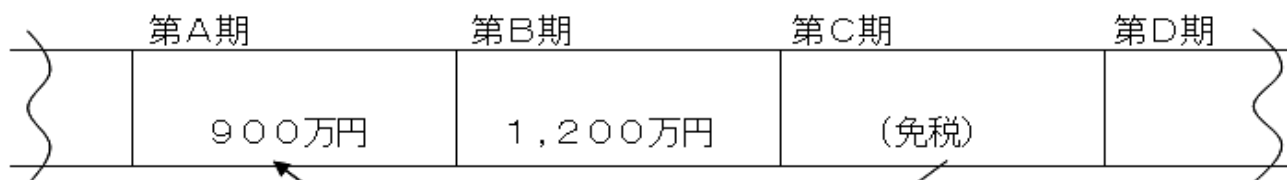
資本金1,000万円未満の新設法人のうち、課税売上高5億円超の事業者等がグループで50%超出資して設立された法人は不適用（設立2年間に限る）

※ 平成26年4月1日以後に設立される法人について適用

### 【事例】

#### ○第C期

免税（第A期の課税売上高が1,000万円以下）

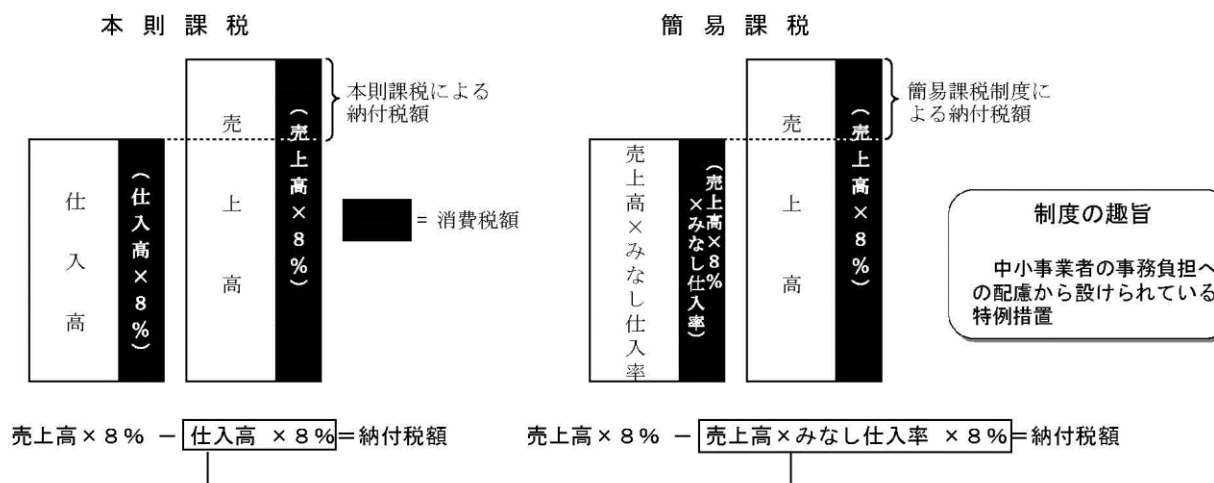


前々期の課税売上高で判定

注 財務省ホームページより抜粋。

## 簡易課税制度の概要

簡易課税制度は、課税売上高が5,000万円以下の中小事業者の事務負担への配慮から設けられている措置。



- 簡易課税制度 = 売上高だけから納付税額を計算する制度
- 適用要件 = 前々年（個人）又は前々事業年度（法人）の課税売上高が5,000万円以下であり、かつ、「簡易課税制度選択届出書」を事前に提出していること
- みなし仕入率 = 事業の種類ごとに、仕入高の売上高に通常占める割合を勘案して定められている。

| 卸売業 | 小売業 | 製造業等 | サービス業等 | 不動産業 | その他事業 |
|-----|-----|------|--------|------|-------|
| 90% | 80% | 70%  | 50%    | 40%  | 60%   |

- 簡易課税制度を選択した事業者は、2年間以上継続した後でなければ、選択をやめることはできない。

注 財務省ホームページより抜粋。

# 主要国における免税点制度・簡易課税制度の概要

(平成28年1月現在)

|          | 日本  | イギリス  | ドイツ   | フランス  |
|----------|---|---|---|---|
| 【免税点制度】  | <p>前々課税期間の課税売上高</p> <p>1,000万円以下</p>  | <p>直近1年間の課税売上高</p> <p>1,533万円以下</p> <p>又は</p> <p>今後1年間の課税売上見込額</p> <p>1,496万円以下</p>                                       | <p>前年の課税売上高</p> <p>231万円以下</p> <p>かつ</p> <p>当年の課税売上見込額</p> <p>660万円以下</p>   | <p>前年の課税売上高</p> <p>1,085万円以下</p> <p>かつ</p> <p>当年の課税売上高</p> <p>1,192万円以下</p> |
| 【簡易課税制度】 | <p>前々課税期間の課税売上高</p> <p>5,000万円以下</p>  | <p>今後1年間の課税売上見込額</p> <p>2,805万円以下</p>   | <p>前暦年の課税売上高</p> <p>810万円以下</p>   | なし  |
|          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・売上税額にみなし仕入れ率を乗じて、仕入税額を計算。</li> <li>・みなし仕入れ率は、90%（卸売業）～40%（不動産業）の6区分。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・売上総額に平均率を乗じて、納付税額を計算。</li> <li>・平均率は、14.5%（法律サービス業等）～4%（食品等の小売業）の17区分。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・課税売上高に平均率を乗じて、仕入税額を計算。</li> <li>・平均率は、12.5%（燃料の小売業）～1.6%（建物窓清掃業）の44区分。</li> </ul> | —   |

注1 財務省ホームページより抜粋。

2 日本の免税点制度は、資本金1,000万円以上の新設法人（設立当初の2年間）等については、不適用。

3 フランスの免税点制度は、サービス業（外食・宿泊業等を除く）については、前年の課税売上高が434万円以下で、かつ、当年の課税売上高が461万円以下の者に、適用。

4 邦貨換算レートは、1ポンド=187円、1ユーロ=132円（裁定外国為替相場：平成28年1月中適用）。なお、端数は四捨五入している。

# 主要国の付加価値税におけるインボイス制度の概要

(2016年1月現在)

| 国名          | EC指令  | イギリス  | ドイツ   | フランス  | 《参考》日本<br>【請求書等保存方式】  |
|-------------|---|---|---|---|---|
| 仕入<br>税額控除  | インボイス保存が要件<br>他の課税事業者に支払うべきまたは支払った付加価値税額は控除可 (168条)   | インボイス保存が要件<br>インボイス記載の税額を控除   | インボイス保存が要件<br>インボイス記載の税額を控除   | インボイス保存が要件<br>インボイス記載の税額を控除   | 帳簿及び請求書等の保存が要件<br>仕入れ等に係る税込価額から一括して割り戻す形(税込価額×6.3/108)で計算した消費税額を控除  |
| 発行資格・義務者    | 事業者(220条)<br>※ 免税事業者は税額記載不可(289条)   | 登録事業者<br>(登録番号が付与される)<br>※ 非登録事業者(免税事業者)は発行不可   | 事業者<br>※ 免税事業者は税額記載不可   | 事業者<br>※ 免税事業者は税額記載不可   | 請求書等の発行者に制限なし   |
| 記載事項        | ① 年月日<br>② 付加価値税登録番号<br>③ 供給者の住所・氏名<br>④ 発行番号(連続番号)<br>⑤ 顧客の住所・氏名<br>⑥ 財貨・サービスの内容<br>⑦ 税抜対価<br>⑧ 適用税率・税額等<br>(226条) | ① 年月日<br>② 付加価値税登録番号<br>③ 供給者の住所・氏名<br>④ 発行番号(連続番号)<br>⑤ 顧客の住所・氏名<br>⑥ 財貨・サービスの内容<br>⑦ 税抜対価<br>⑧ 適用税率・税額等 | ① 年月日<br>② 付加価値税登録番号<br>③ 供給者の住所・氏名<br>④ 発行番号(連続番号)<br>⑤ 顧客の住所・氏名<br>⑥ 財貨・サービスの内容<br>⑦ 税抜対価<br>⑧ 適用税率・税額等 | ① 年月日<br>② 付加価値税登録番号<br>③ 供給者の住所・氏名<br>④ 発行番号(連続番号)<br>⑤ 顧客の住所・氏名<br>⑥ 財貨・サービスの内容<br>⑦ 税抜対価<br>⑧ 適用税率・税額等 | 【請求書等の記載事項】<br>① 年月日<br>② 書類の作成者の氏名又は名称<br>③ 書類の交付を受ける当該事業者の氏名又は名称<br>④ 資産又は役務の内容<br>⑤ 税込対価<br>※ 税額の記載は任意 |
| 免税事業者からの仕入れ | —   | インボイスがないため、仕入税額控除できない<br>非登録事業者がインボイスを発行した場合にも、税額控除不可<br>(当該免税事業者には、記載税額の納付義務あり)                          | インボイスに税額の記載がないため、仕入税額控除できない<br>免税事業者が税額記載した場合にも、税額控除不可<br>(当該免税事業者には、記載税額の納付義務あり)                         | インボイスがないため、仕入税額控除できない<br>非登録事業者がインボイスを発行した場合にも、税額控除不可<br>(当該免税事業者には、記載税額の納付義務あり)                          | 免税事業者が発行した請求書等の場合にも、税額控除を容認   |

注 財務省ホームページより抜粋。

# 改正前の清算基準とウェイトの考え方

## 1. 改正前の清算基準

| 清算基準の割合   | ウェイト          |
|---|---------------|
| 「小売年間販売額」(商業統計)<br>「サービス業対個人事業収入額」(サービス業基本調査)の合算額 | 6 / 8 (75%)   |
| 「人口」(国勢調査)  | 1 / 8 (12.5%) |
| 「従業者数」(経済センサス基礎調査)                                | 1 / 8 (12.5%) |

## 2. 清算基準に係る6 / 8 (75%)部分の考え方

|                         |         | 国民経済計算の最終消費支出 |  |   |  |              |         |   |       |           |         |   |     |
|-------------------------|---------|---------------|--|---|--|--------------|---------|---|-------|-----------|---------|---|-----|
| 商業統計<br>(H3調査)          | 143.6兆円 | ×             | $\frac{5\text{年度 } 2,729,766\text{億円}}{2\text{年度 } 2,464,462\text{億円}}$  | = | 159.1兆円  |              |         |   |       |           |         |   |     |
| サービス業<br>基本調査<br>(H元調査) | 34.5兆円  | ×             | $\frac{5\text{年度 } 2,729,766\text{億円}}{63\text{年度 } 2,182,328\text{億円}}$ | = | 43.2兆円   |              |         |   |       |           |         |   |     |
|                         |         |               |  |   | 【指定統計で把握できる消費】計 202.3兆円  |              |         |   |       |           |         |   |     |
|                         |         |               |  |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成5年度消費税込(決算額) 7.0兆円 ①</li> <li>・平成6年度消費税込(補正予算) 7.2兆円 ②</li> <li>・中小特例 0.6兆円 ③</li> </ul>   |              |         |   |       |           |         |   |     |
|                         |         |               |  |   | $(\text{①} + \text{②}) / 2 + \text{③} \div 3 / 103 = 264.4\text{兆円}$   |              |         |   |       |           |         |   |     |
|                         |         |               |  |   | 【消費税の課税ベース】  |              |         |   |       |           |         |   |     |
|                         |         |               |  |   | <table border="1"> <tr> <td>指定統計で把握できる消費</td> <td>202.3兆円</td> <td>=</td> <td>76.5%</td> </tr> <tr> <td>消費税の課税ベース</td> <td>264.4兆円</td> <td>≡</td> <td>75%</td> </tr> </table> | 指定統計で把握できる消費 | 202.3兆円 | = | 76.5% | 消費税の課税ベース | 264.4兆円 | ≡ | 75% |
| 指定統計で把握できる消費            | 202.3兆円 | =             | 76.5%  |   |  |              |         |   |       |           |         |   |     |
| 消費税の課税ベース               | 264.4兆円 | ≡             | 75%  |   |  |              |         |   |       |           |         |   |     |

## 3. 清算基準に係る2 / 8 (25%)部分の考え方

商業統計やサービス業基本調査では都道府県ごとの小売年間販売額又はサービス業対個人事業収入額が把握できない部分(2 / 8部分)については、消費譲与税の譲与の基準としても用いられていた「人口」及び「従業者数」により代替することとした。

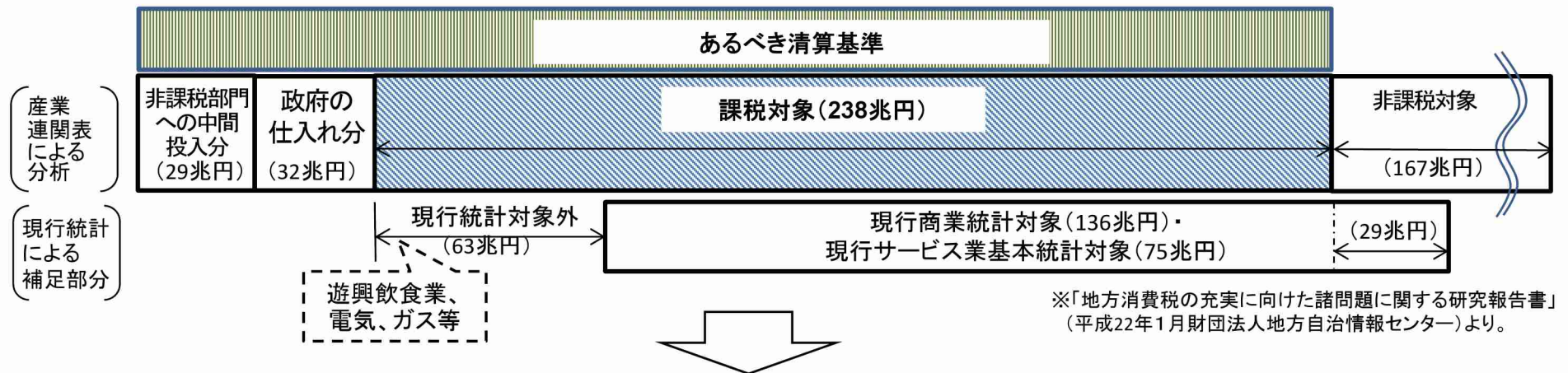
なお、消費譲与税の譲与基準については、対都道府県分は人口：従業者数＝1：3により按分、対市町村分は人口：従業者＝1：1により按分することとされていた。



## 改正前の清算基準の課題

- 改正前の清算基準(「消費に相当する額」の基準)については、
    - ・ 「サービス業基本調査」では把握できない業種が少なからずあること(遊興飲食業、電気、ガス等)
    - ・ 消費税には非課税とされる取引があるが、「サービス業基本調査」には、当該非課税取引分まで含まれていること
    - ・ 一方、非課税取引を行った事業者自身は、仕入れの段階で消費税分を含んだ額を支払っており、その額は仕入れ税額控除の対象とならないため、最終的な消費税の負担者である。こうした事業者による「非課税部門への中間投入分」についても、清算基準に含めるべきであること
    - ・ また、政府部門は負担した消費税を他に転嫁できないという意味において、最終的な消費税の負担者であり、こうした「政府の仕入れ分」についても清算基準に含めるべきであること
- 等の課題が指摘されていた。

【平成17年産業連関表を用いた分析結果※】



全業種を対象にした新しい基幹統計「経済センサス活動調査」を活用することにより、上記の課題を踏まえつつ、清算基準をより精緻化する方向で検討を行った。



# 経済センサスの概要

## 1 調査の意義・目的

- 我が国全体の経済活動を同一時点で横断的に把握する基本的な統計の整備
- 全産業分野を網羅した事業所・企業の共通母集団名簿の整備

## 2 大規模統計調査の統合

(※改正前の地方消費税の清算基準に用いている統計のみを記載)

- 事業所・企業統計調査
  - サービス業基本調査
  - 商業統計調査
- ⇒ 平成21・24年は実施せず。26年以後、経済センサス活動調査実施の2年後に実施。

## 3 調査の概要

- 基幹統計調査として実施
- 農林漁家、家事サービス業、外国公務を除く、全ての事業所及び企業を対象
- 平成21年に行政記録等の企業の名称・所在地等の情報を利用し、事業所・企業の捕捉に重点を置いた「経済センサス基礎調査」を実施(平成21年7月実施。平成23年6月確報公表)
- 平成21年の「経済センサス基礎調査」により得られた情報を有効に利用して、平成23年度に経理項目の把握に重点を置いた「経済センサス活動調査」を実施(平成24年2月実施。平成25年8月末以降順次確報公表)

## 4 対象把握の改善

登記簿情報により、これまで調査員調査では把握困難だった事業所を把握

注 総務省資料より作成。

# 清算基準の見直しについて

## 1 見直しの必要性

- 平成24年に『経済センサス活動調査』が実施されて、『商業統計・簡易調査』及び『サービス業基本調査』に相当する調査が行われ、平成26年2月に全調査結果が公表された。
- 清算基準に用いる統計は、法令の規定により「最近に公表された」とされており、平成24年経済センサス活動調査が基幹統計として公表されたことを踏まえ、これをサービス業対個人事業収入額に用いることが必要。  
※なお、商業統計・簡易調査はこれまで清算基準に用いていない。

## 2 見直しの内容

### (1) サービス業対個人事業収入額

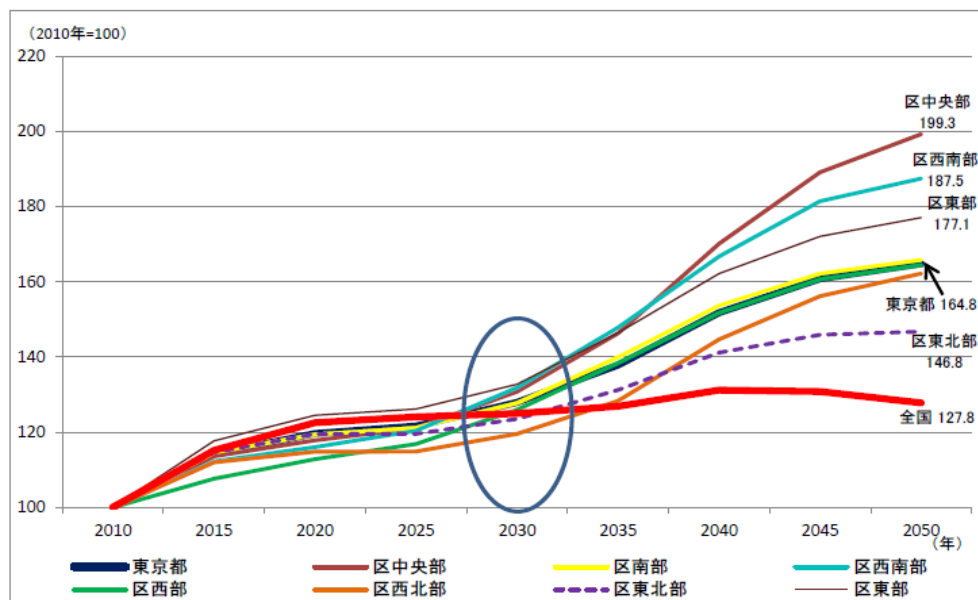
- 平成24年経済センサス活動調査に基づくサービス業対個人事業収入額を用いる際に、清算基準の趣旨を踏まえて下記のもの除外することとしたい。
  - ① インターネット取引等により、消費地ではなく供給地で計上されていると思われるもの  
情報通信業、旅行業、競輪・競馬等
  - ② 非課税取引を行う事業のうち、仕入段階の地方消費税の影響が小さいと思われるもの  
土地売買業、土地賃貸業、貸家・貸間業、社会保険事業団体

### (2) 「人口」及び「従業者数」の割合

- 「人口」と「従業者数」の配分を12.5%ずつ(1:1)から、「人口」15%、「従業者数」10%(3:2)に変更することとしたい。
  - ー 従来、「従業者数」は主に供給地で消費されるサービスの未把握分を代替していると考えられてきたが、今回「統計カバー率」75%のうち「サービス業対個人事業収入額」の割合が増えたため、「従業者数」の比率は減らすことが適当。

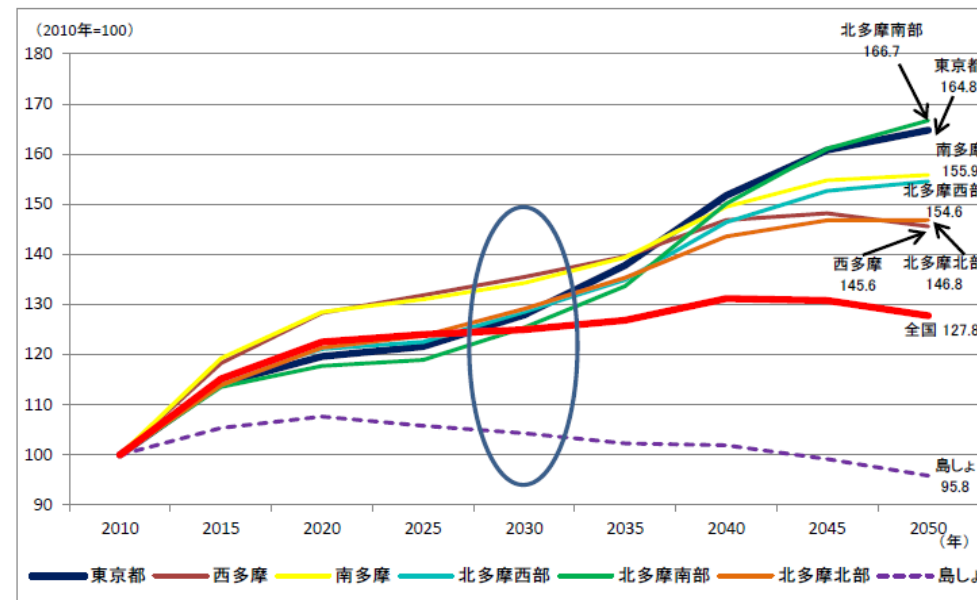
# 東京都の65歳以上人口の推移

## ① 区部・2010(平成22)年を100とした場合



※ 全国推計は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」による推計値。その他は、東京の自治のあり方研究会による推計値

## ② 市町村部・2010(平成22)年を100とした場合

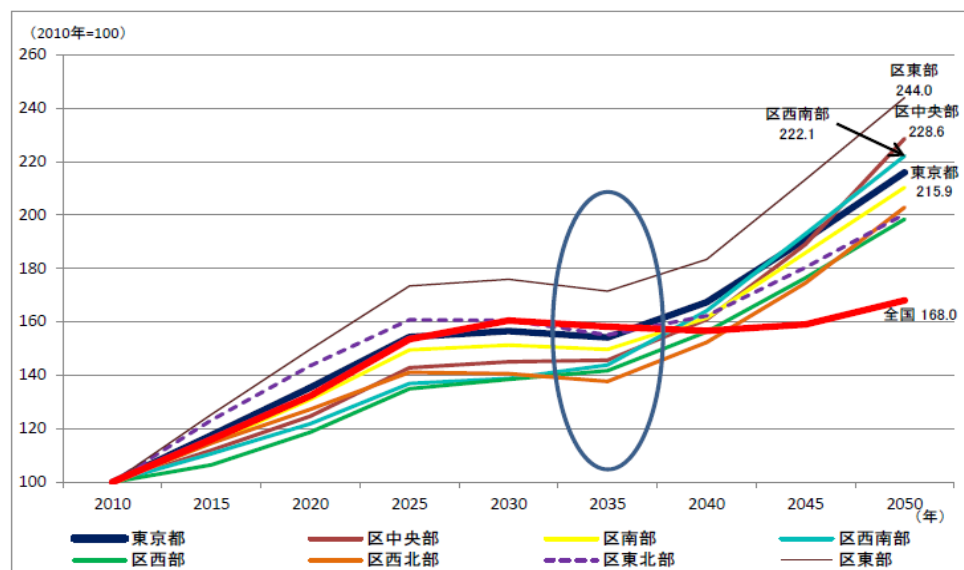


※ 全国推計は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」による推計値。その他は、東京の自治のあり方研究会による推計値

注 「東京の自治のあり方研究会 最終報告」(東京都総務局)(平成27年3月)より抜粋。

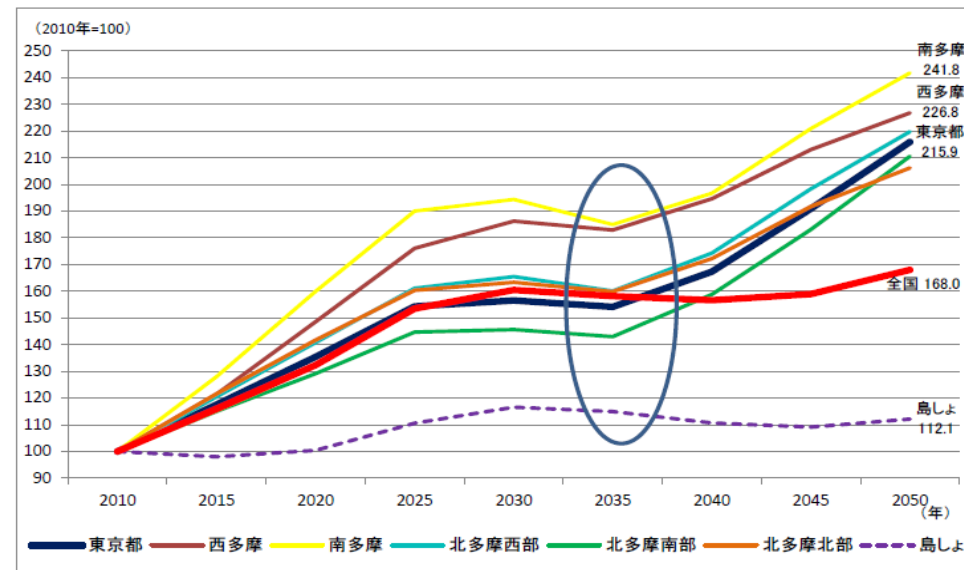
# 東京都の75歳以上人口の推移

① 区部・2010(平成22)年を100とした場合



※ 全国推計は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」による推計値。その他は、東京の自治のあり方研究会による推計値

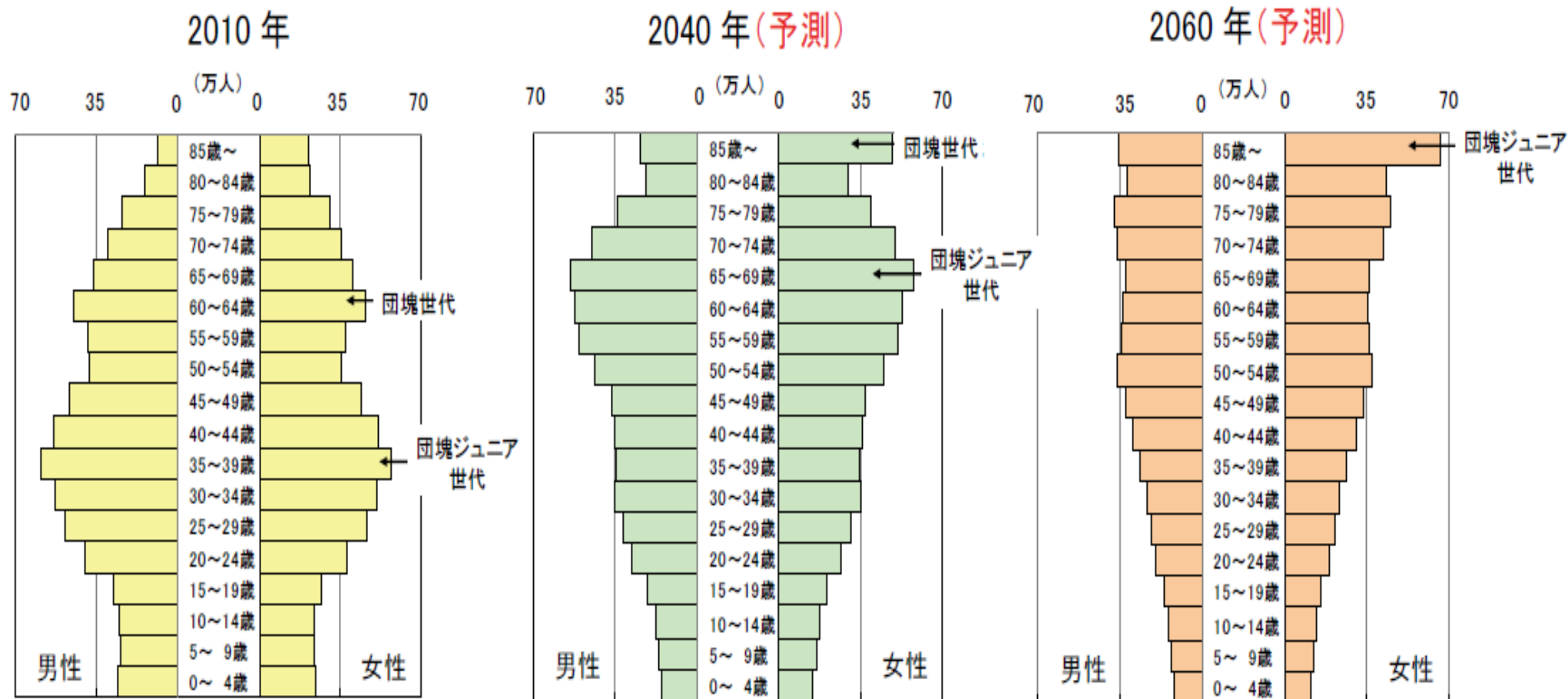
② 市町村部・2010(平成22)年を100とした場合



※ 全国推計は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」による推計値。その他は、東京の自治のあり方研究会による推計値

注 「東京の自治のあり方研究会 最終報告」(東京都総務局)(平成27年3月)より抜粋。

## 東京都の人口ピラミッドの推移



注1 「東京都長期ビジョン」(平成26年12月)より抜粋。

注2 「東京都男女年齢(5歳階級)別人口の予測」(平成25年3月)(東京都総務局)、「国勢調査」(総務省)等より作成。

注3 2040年以降は東京都政策企画局による推計。